



国土交通省

鳥取大学工学部社会開発システム工学科
卒業者に2級技術検定の受検資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令第27条の5第2項第3号の規定により、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有するものと認める。

記

受検しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において土木工学に関する学科となっている検定種目であって、鳥取大学工学部社会開発システム工学科の課程のうち、別紙に掲げる教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目に関し1年以上の実務経験を有する者

ただし、受検しようとする種目が2級建設機械施工であるときは受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者

平成14年3月29日

国土交通大臣 林

寛子

